（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「長、地方開発事業団にあつては理事長」を「、長」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十四条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号中「、市町村が」を「又は市町村が」に改め、「又は市町村が設置団体である地方開発事業団」を削る。

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第十五条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「（地方自治法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）」を削る。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第十六条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）」を削る。

第七条第二号中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第十七条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第四項を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の三項を加える。

3　代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

4　市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

5　当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条第四項及び第五項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改める。

第十三条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

4　当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第十九条の表第八十六条の七まで、第八十六条の八第二項、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第九十条」を削る。

第二十条の表第十二条第三項の項の次に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者を除く。）

第二十条の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者を除く。）

第二十条の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者を除く。）

第二十条の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第二十七条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。

5　一の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

第二十八条中「第二条から」を「第一条第四項及び第五項並びに第二条から」に、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と」を「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の見出し中「適用等」を「適用」に改め、同条第二項を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第二十条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第五号中「並びに地方開発事業団」を削る。

附則第十二条の二を附則第十二条の三とし、附則第十二条の次に次の一条を加える。

（自治行政局市町村体制整備課の所掌事務の特例）

第十二条の二　自治行政局市町村体制整備課は、第四十七条の二各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた地方開発事業団に関する事務のうち地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられたものをつかさどる。